

## 別府市避難所感染症対策事業費補助金交付要綱

制定 令和3年 3月25日

別府市告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において、避難所での感染症の感染拡大防止並びに市民の安全及び安心の確保のため、感染症に罹患した場合に重症化しやすい者等が宿泊施設を利用して避難をするために要する経費に対し、予算の範囲内において別府市避難所感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 次のアからウまでのいずれかに該当する場合をいう。ただし、市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける場合を除く。
  - ア 気象庁が発表する特別警報に基づき、市が避難情報の発令、避難所の開設及び運営等の災害対策を行う場合
  - イ 気象庁が特別警報級の災害の可能性を示唆した場合で、市が気象庁による特別警報の発表に先立ち避難情報の発令、避難所の開設及び運営等の災害対策を行うとき。
  - ウ 市が避難情報を発令し、避難所を開設している場合で、避難所の受け入れ可能人員を超過したとき又は超過することが予測されるとき。
- (2) 避難所 災害の発生の危険性があるため避難する市民等を災害の発生の危険性がなくなるまでの必要な間滞在させ、又は災害により自宅に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるため、市が開設する施設をいう。

- (3) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、別府市内で同法第2条第1項に規定する旅館業を営む施設をいう。
- (5) 対策本部等 市が設置する災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部をいう。
- (6) 感染症に罹患した場合に重症化しやすい者等 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている同法第9条第1号に規定する第1号被保険者
  - イ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある者及び透析を受けている者
  - ウ 免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている者
  - エ 妊娠をしている者
  - オ 健康面など特に配慮を要すると保健師が判断した者（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、災害時に市内に居住し、又は滞在する者で感染症に罹患した場合に重症化しやすい者等であることの認定を受けたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 感染症に罹患している者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

2 前項の認定は、対策本部等に勤務する職員が前条第6号アからオまでに掲げる者に関する聞き取りをし、行うものとする。

3 前項の場合において、職員は、宿泊施設利用希望者受付名簿（様式第1号）を作成するものとする。

（補助金対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、市が避難情報を発令している期間中、補助対象者が宿泊施設を利用して避難をするために要する次に掲げる経費とする。

- (1) 避難のため、自宅、滞在場所又は避難所から宿泊施設まで移動するのに必要な電車又はタクシーの利用に要する経費。ただし、当該経費は移動1回分に限り、その額は2,000円を上限とする。
- (2) 避難を終え、宿泊施設から自宅又は滞在場所まで移動するのに必要な電車又はタクシーの利用に要する経費。ただし、当該経費は移動1回分に限り、その額は2,000円を上限とする。
- (3) 宿泊施設で宿泊するのに要する経費。ただし、当該経費は、食事代は対象外とし、1泊につき5,500円を上限とし、6泊分までを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の認定を受ける際に、補助対象者は介助を要することを常とする者であると認められた場合は、介助をする者1人に限り、当該介助をする者に係る前項各号に掲げる経費を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市避難所感染症対策事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、宿泊施設を利用した最後の日（その日が市が避難情報の発令を解除した日以降の場合は、当該解除した日。以下同じ。）から起算して30日以内又は宿泊施設を利用した最後の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 電車又はタクシーを利用した場合にあっては、当該電車又はタクシーの領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、別府市避難所感染症対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

宿泊施設利用希望者受付名簿

5

番号	氏名	住所	生年月日 (年齢)	理由	該当事項	タクシー 利用	介助者	認定
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否
			( 歳)			有・無	有・無	可・否

該当事項：① 要支援・要介護認定を受けている高齢者      ② 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある者及び透析を受けている者  
 ③ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者      ④ 妊娠をしている者      ⑤ 健康面など特に配慮を要すると保健師が判断した者

別府市避難所感染症対策事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

別府市長

あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

別府市避難所感染症対策事業費補助金の交付を受けたいので、別府市避難所感染症対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象経費及び補助申請額 (単位：円)

	補助対象経費	補助申請額
移動に要する経費		
宿泊に要する経費		
合計		

2 介助者（有・無）※有の場合は下記を記入してください。

(フリガナ) 氏 名			
住 所			
生年月日		申請者との続柄	

3 添付書類

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 電車又はタクシーの領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 振込口座

金融機関名		支店名	
口座種類	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

第 号  
年 月 日

別府市避難所感染症対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書

（申請者） 様

別府市長 印

年 月 日付けで申請のありました別府市避難所感染症対策事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので別府市避難所感染症対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付

交付決定額 金 円

2 不交付

[不交付の理由]